

「子育て世帯臨時特例給付金」 の申請はお済ですか？

消費税引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

この給付金の申請期限は11月30日（月）までとなっています。

○対象となる方

平成27年6月分の児童手当を受給している方
※所得が制限額以上の方は除きます。

○支給額

児童手当の対象となる児童1人につき3,000円

○申請に必要な書類

公務員以外の方・・・児童手当現況届

（朝日町では児童手当現況届に子育て世帯臨時特例給付金の申請欄を設けています。現況届けを提出された方は改めて申請書を提出いただく必要はありません。）

公務員の方・・・勤務先より交付された子育て世帯臨時特例給付金申請書

○ご注意

“振り込み詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意下さい。

- 町や厚生労働省などの職員がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- 町や厚生労働省の職員が、自宅を訪問して申請書の記入をお願いすることは絶対にありません。
- 町や厚生労働省の職員が「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

子育て健康課
(TEL 377-5652)

